人 事 委 員 会 年 報

令和６年度

静 岡 市 人 事 委 員 会

目　　次

第１章　組織と運営

１　人事委員会の設置 …… 1
２　人事委員会の構成 …… 1
３　人事委員会の開催状況 …… 2
４　人事委員会事務局組織及び所掌事務 …… 10
５　予算 …… 11

第２章　事業概要

第１　任用

１　採用試験及び採用選考 …… 12
２　個別採用選考 …… 19
３　昇任試験 …… 19
４　昇任選考 …… 19

第２　給与、勤務時間その他の勤務条件

１　職員の給与等に関する報告及び勧告 …… 21
２　条例の制定、改廃に対する意見 …… 25
３　規則等の制定、改廃の協議 …… 27
４　任命権者からの申請に基づく承認 …… 30
５　給与の支払監理 …… 31

第３　公平審査及び苦情処理

１　勤務条件に関する措置要求 …… 32
２　不利益処分に関する審査請求 …… 32
３　苦情処理 …… 32

第４　職員団体

１　職員団体の登録 …… 33
２　管理職員等の範囲 …… 34

第５　労働基準監督機関

１　労働基準法別表第１に規定する適用事業の号別区分 …… 39
２　労働基準監督機関としての職権の行使 …… 41

第６　人事委員会規則等の制定、改廃

１　人事委員会規則 …… 43

第７　公平委員会事務の受託

１　受託団体 …… 44
２　受託事務内容 …… 44

○人事委員会事務局職員名簿

第１章　組織と運営

１　人事委員会の設置

都道府県及び政令指定都市は、地方公務員法第７条第１項の規定により、条例で人事委員会を置くものとされ、また、政令指定都市以外の市で人口15万人以上のもの及び特別区は、同条第２項の規定により、条例で人事委員会を置くことができる。

本市においては、政令指定都市移行時における人事委員会業務の円滑な運営を図るため、平成17年１月14日地方公務員法第７条第２項の規定に基づく静岡市人事委員会設置条例（平成16年静岡市条例第87号）を制定し、人事委員会を設置した。

その後、同年４月１日の政令指定都市移行に伴い、第７条第１項の規定に基づく人事委員会となった。

２　人事委員会の構成

人事委員会は３人の委員をもって構成する合議制の執行機関であり、その委員は議会の同意を得て地方公共団体の長が選任することとなっている。

任期は４年であるが、委員会が初めて設置された際の各委員の任期は、４年、３年、２年とすることとされている。

本委員会の委員は、すべて非常勤であり、その構成は次のとおりである。

（令和７年３月31日現在）

職	氏　　名	任　　期	備　　考
委　員　長	石 割　　誠	令和７年２月15日から 令和11年２月14日まで	弁護士
委　　員 （委員長職務代理者）	池 谷　　眞 樹	令和５年１月14日から 令和９年１月13日まで	元静岡市教育長 元静岡市総務局長
委　　員	田 中　　裕 美	令和６年１月14日から 令和10年１月13日まで	社会保険労務士

３　人事委員会の開催状況

	開催年月日	議　　案　　等
第１回 定例会	令和６年 ４月８日	報告 １　令和５年度における苦情相談の実績について ２　職員団体登録事項の変更について ３　歯科衛生士の採用選考（委任）の結果報告について ４　令和６年度職員採用試験（早期枠）の申込結果及び第１次試験面接試験受験対象者数について
第２回 定例会	令和６年 ４月26日	議案 １　静岡市会計年度任用職員の職務の級及び号給に関する規則の一部改正について 報告 ５　令和６年職種別民間給与実態調査の実施について ６　労働基準法別表第１の号別区分の決定について ７　採用候補者及び昇任候補者の選択結果について ８　令和６年度職員採用試験（早期枠）の受験状況及び第１次試験面接試験受験対象者数について ９　転職に係る能力認定の実施通知について
第３回 定例会	令和６年 ５月20日	議案 ２　令和６年度職員採用試験（早期枠）の第１次試験合格者の決定について 報告 10　令和６年度係長級昇任選考（公募）の申込結果について 11　薬剤師（病院）の採用選考（委任）の結果報告について 12　看護師又は助産師の採用選考（委任）の結果報告について
第４回 定例会	令和６年 ６月７日	議案 ３　人事委員会業務の状況に関する市長への報告について ４　条例案に対する意見について ５　令和６年度障害者歯科保健センター歯科医師採用選考（委任）における受験資格について ６　令和６年度職員採用試験（早期枠）の最終合格者の決定について 報告 13　大都市人事委員会連絡協議会委員長会議について 14　令和６年度職員採用試験（夏日程）の申込結果について 15　転職に係る能力認定の申込実績について
第５回	令和６年	議案

定例会	６月25日	７　令和６年度消防職員昇任試験の実施について 報告 16　看護師又は助産師の採用選考（委任）の実施通知について 17　歯科医師の採用選考（委任）の実施通知について 18　消防吏員（回転翼航空機整備士）の採用選考（委任）の実施通知について 19　会計年度任用職員の採用選考（委任）の結果報告について 20　令和６年度職員採用試験（夏日程）の受験状況及び第１次試験面接等試験受験対象者数について 21　静岡市職員労働組合連合会からの申し入れ書について
第６回 定例会	令和６年 ７月４日	協議 １　令和６年職員の給与等に関する報告及び勧告について 報告 22　第132回全国人事委員会連合会総会について 23　臨床検査技師、作業療法士及び言語聴覚士の採用選考（委任）の実施通知について 24　令和６年度消防職員昇任試験（委任）の実施通知について
第７回 定例会	令和６年 ７月22日	議案 ８　令和６年度職員採用試験（夏日程）の第１次試験合格者の決定について ９　職員の採用選考について 10　人事交流等により異動した職員の号給の決定の承認について 協議 ２　令和６年職員の給与等に関する報告及び勧告について 報告 25　2024年春闘の状況について 26　令和６年職種別民間給与実態調査の実施結果について 27　第67回全国人事委員会連合会公平審査事務研修会について 28　職員団体登録事項の変更について
第８回 定例会	令和６年 ８月９日	議案 11　令和６年度職員採用試験（夏日程（技術））の最終合格者の決定について 協議 ３　令和６年職員の給与等に関する報告及び勧告について 報告 29　職員団体登録事項の変更について 30　静清教職員組合及び静岡市教職員組合からの要請書及び要求書について

		31　看護師又は助産師の採用選考（委任）の結果報告について
第９回 定例会	令和６年 ８月16日	協議 ４　令和６年職員の給与等に関する報告及び勧告について 報告 32　令和６年人事院勧告の概要等について 33　自治労静岡県本部からの要請書について
第10回 定例会	令和６年 ８月29日	議案 12　静岡市職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部改正について 13　令和６年度職員採用試験（夏日程（技術・保育以外））の最終合格者の決定について 協議 ５　令和６年職員の給与等に関する報告及び勧告について 報告 34　令和６年職員給与等実態調査の結果について 35　令和６年職種別民間給与実態調査の結果について 36　令和６年度職員採用試験（秋日程）の申込結果について 37　臨床検査技師、作業療法士及び言語聴覚士の採用選考（委任）の結果報告について
第 11 回 定例会	令和６年 ９月５日	議案 14　令和６年度職員採用選考（夏日程（保育））の最終合格者の決定について 協議 ６　令和６年職員の給与等に関する報告及び勧告について 報告 38　看護師又は助産師の採用選考（委任）の結果報告について
第 12 回 定例会	令和６年 ９月13日	議案 15　静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第24条の規定に基づく協議について 16　静岡市立清水病院に勤務する会計年度任用職員の給与の特例を定めた告示第７項の規定に基づく別段の取扱いの承認について 協議 ７　令和６年職員の給与等に関する報告及び勧告について 報告 39　静岡市職員労働組合連合会からの申入書について 40　言語聴覚士の採用選考（委任）の実施通知について

第13回 定例会	令和６年 ９月24日	議案 17　令和６年職員の給与等に関する報告及び勧告について 18　条件付採用期間の延長について 19　静岡市会計年度任用職員の職務の級及び号給に関する規則第10条に基づく職員の号給の決定の承認について 20　静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第24条の規定に基づく協議について 報告 41　任期付短時間勤務職員（消費生活相談員）の採用選考（委任）の実施通知について 42　静岡看護専門学校に勤務する看護教師の採用選考（委任）の実施通知ついて 43　清水看護専門学校に勤務する看護教師の採用選考（委任）の実施通知について 44　歯科衛生士の採用選考（委任）の実施通知について
第14回 定例会	令和６年 10月７日	議案 21　職員団体の登録について 22　令和６年度障がい者を対象とした職員採用選考（事務）の第１次選考合格者の決定について 23　令和６年度職員採用試験（追加募集）の実施について 報告 45　令和６年度職員採用試験（選考）（秋日程）の受験状況及び第１次試験面接等試験受験対象者数について 46　看護師又は助産師の採用選考（委任）の結果報告について 47　歯科医師の採用選考（委任）の結果報告について
第15回 定例会	令和６年 10月28日	議案 24　令和６年度静岡市職員に対する給与の支払監理の実施について 25　令和６年度職員採用試験（選考）（秋日程（障がい者以外））の第１次試験合格者の決定について 報告 48　言語聴覚士の採用選考（委任）の結果報告について
第16回 定例会	令和６年 11月14日	議案 26　令和６年度職員採用試験（選考）（秋日程（短大卒程度・高校卒程度・免許資格職・障がい者））の最終合格者の決定について 協議 ８　試験区分の新設及び採用選考の委任について 報告

		49　看護師又は助産師の採用選考（委任）の結果報告について 50　清水看護専門学校に勤務する看護教師の採用選考（委任）の実施通知について 51　言語聴覚士の採用選考（委任）の実施通知について
第17回 定例会	令和６年 11月25日	議案 27　試験区分の新設及び採用選考の委任について 報告 52　静岡看護専門学校に勤務する看護教師の採用選考（委任）の結果報告について 53　清水看護専門学校に勤務する看護教師の採用選考（委任）の結果報告について 54　消防吏員（回転翼航空機整備士）の採用選考（委任）の結果報告について
第18回 定例会	令和６年 12月３日	議案 28　令和６年度係長級昇任選考（公募）の合格者の決定について 29　令和６年度職員採用試験（選考）（秋日程（大学卒程度・民間企業等職務経験者・就職氷河期世代））の最終合格者の決定について 報告 55　令和６年度職員採用試験（追加募集）の申込結果について 56　看護師又は助産師の採用選考（委任）の結果報告について 57　任期付短時間勤務職員（消費生活相談員）の採用選考（委任）の結果報告について 58　事務（学芸員）の採用選考（委任）の実施通知について 59　地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて
第１回 臨時会	令和６年 12月10日	議案 30　条例案に対する意見について 31　静岡市職員の給与に関する条例第41条の規定に基づく協議について 32　静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第24条の規定に基づく協議について 報告 60　歯科衛生士の採用選考（委任）の結果報告について
第19回 定例会	令和６年 12月18日	議案 33　静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第24条の規定に基づく協議について 報告 61　令和６年度職員採用試験（追加募集）の受験状況及び第１次試

		験面接等試験受験対象者数について 62　職員業務説明会の実施について
現地 視察	令和６年 12月18日	視察地 建設局災害対策室
第20回 定例会	令和７年 １月10日	議案 34　令和６年度職員採用試験（追加募集）の第１次試験合格者の決定について 35　令和６年度消防職員昇任試験最終合格者の決定及び昇任候補者名簿の確定について 協議 ９　静岡市職員採用試験（選考）における試験区分等の新設及び廃止並びに受験資格の一部改正について 報告 63　静岡市会計年度任用職員の職務の級及び号給に関する規則第10条の規定に基づき承認を得た別段の取扱いの一部廃止について 64　看護師又は助産師の採用選考（委任）の結果報告について
第21回 定例会	令和７年 １月23日	議案 36　静岡市職員採用試験（選考）における試験区分等の新設及び廃止並びに受験資格の一部改正について 報告 65　清水看護専門学校に勤務する看護教師の採用選考（委任）の結果報告について 66　言語聴覚士の採用選考（委任）の結果報告について 67　看護師又は助産師の採用選考（委任）の実施通知について
第22回 定例会	令和７年 ２月４日	議案 37　条例案に対する意見について 38　専決処分による改正を行う条例案に対する意見について 39　静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第24条の規定に基づく協議について 40　令和６年度職員採用試験（追加募集）の最終合格者の決定について 協議 10　令和７年度静岡市職員採用試験（選考）の実施方法について 11　職員の昇任・昇格に係る変更について 報告 68　看護師又は助産師の採用選考（委任）の結果報告について 69　事務（学芸員）の採用選考（委任）の結果報告について

		70　言語聴覚士の採用選考（委任）の実施通知について 71　薬剤師（病院）の採用選考（委任）の実施通知について
第23回 定例会	令和７年 ２月14日	議案 41　一般任期付職員の採用の承認について 42　令和７年度静岡市職員採用試験（選考）の実施について 43　職員の昇任・昇格について 協議 12　退職手当等の返納命令処分に係る諮問について
第２回 臨時会	令和７年 ２月17日	議案 44　静岡市人事委員会委員長の選任について
第24回 定例会	令和７年 ２月27日	議案 45　退職手当等の返納命令処分に係る諮問について
第25回 定例会	令和７年 ３月11日	議案 46　事務局職員の任免について 47　職員の採用選考について 48　人事交流等により異動した職員の号給の決定の承認について 49　静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第24条の規定に基づく協議について 50　特例任用の延長の承認について 51　勤務延長及び勤務延長の期限の延長の承認について 52　特定任期付職員の採用の承認について 報告 72　看護師又は助産師の採用選考（委任）の結果報告について 73　令和６年度労働基準監督機関の職権に係る事業場調査の実施結果について
第26回 定例会	令和７年 ３月19日	議案 53　管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について 54　静岡市職員の退職管理に関する規則の一部改正について 55　静岡市会計年度任用職員の職務の級及び号給に関する規則の一部改正について 56　静岡市職員の給料表の適用範囲に関する規則の一部改正について 57　静岡市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正について 58　静岡市教育職員の初任給、昇格及び昇給に関する規則の一部改正について 59　静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の一部改正について

		60　静岡市職員の給与に関する条例第41条の規定に基づく協議について 61　静岡市教育職員の給与に関する条例第15条の規定に基づく協議について 62　静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例第15条の規定に基づく協議について 63　静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第20条の規定に基づく協議について 64　静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第24条の規定に基づく協議について 65　静岡市職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部改正について
第27回 定例会	令和７年 ３月28日	議案 66　教育職員等の初任給の特例の承認について 67　静岡市職員の任用に関する規則の一部改正について 報告 74　令和６年度静岡市職員に対する給与の支払監理の実施結果について

４　人事委員会事務局組織及び所掌事務

令和６年４月１日現在の事務局の組織及び所掌事務は、次のとおりである。

○　組織（14人）

事務局長１人

事務局次長１人

審査給与係　　次長補佐兼係長１人　副主幹２人　主査１人
　　会計年度任用職員２人

任用係　　係長１人　主査４人　会計年度任用職員１人

○　所掌事務

審査給与係

(1)　人事委員会の会議に関すること。

(2)　人事記録の管理に関すること。

(3)　人事に関する統計報告に関すること。

(4)　人事委員会規則、訓令等の制定及び改廃に関すること。

(5)　人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関する意見の申出に関すること。

(6)　給与、勤務時間その他の勤務条件及び厚生福利制度その他職員に関する制度についての調査研究に関すること。

(7)　給与に関する報告及び勧告に関すること。

(8)　給与の支払の監理に関すること。

(9)　分限及び懲戒に関すること（任命権者が所掌する事務を除く。）。

(10) 勤務条件に関する措置の要求に関すること。

(11) 不利益処分についての審査請求に関すること。

(12) 職員団体の登録に関すること。

(13) 管理職員等の範囲に関すること。

(14) 労働基準監督機関の職権行使に関すること。

(15) 職員の苦情処理に関すること。

(16) 退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関すること。

(17) 退職管理に関すること。

(18) 研修及び人事評価についての調査研究に関すること。

(19) 人事評価についての勧告に関すること。

(20) 事務局の人事に関すること。

(21) 公印に関すること。

(22) 予算及び決算に関すること。

(23) 所管に係る情報公開及び個人情報の保護に関すること。

(24) 危機管理に関すること。

任用係

(1)　競争試験及び選考に関すること。

５　予算

令和６年度における本委員会の予算は、次のとおりである。

○　歳出

２款　総務費　７項　人事委員会費　１目　人事委員会費　１０７，１８２千円
（人件費を含む。）

（内　訳）

科　　目	予　算　額 （単位：千円）
１節　報酬	１３，０３６
２節　給料	４８，１１３
３節　職員手当等	３０，４４６
７節　報償費	５３９
８節　旅費	１，５１５
９節　交際費	１０
10節　需用費	１，３０５
11節　役務費	２，０８０
12節　委託料	４，３７９
13節　使用料及び賃借料	３，１７７
17節　備品購入費	５０
18節　負担金、補助及び交付金	２，５３２
計	１０７，１８２

第２章　事業概要

第１　任用

職員の任用は、地方公務員法及び静岡市職員の任用に関する規則（以下「任用規則」という。）に基づき、成績主義及び平等取扱いの原則を基本理念として行っている。

職員の採用及び昇任は、競争試験によるものとされている。ただし、人事委員会の定める職について人事委員会の承認があった場合は、選考によることを妨げないとされており（地方公務員法第17条の２）、これに基づき本委員会では選考によることができる職を任用規則で規定している。

また、静岡市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則（以下「委任規則」という。）により、消防士の昇任試験に関する事務の一部と、人事委員会が定める職への採用に係る選考を任命権者に委任している。

本委員会が実施した令和６年度の採用及び昇任に係る試験及び選考の実施状況は、次のとおりである。

１　採用試験及び採用選考

任用規則第４条第１項に基づく採用に係る試験及び第10条に基づく採用を選考によることができる職のうち第11条第１項ただし書に基づき公募により行う採用選考（委任規則により任命権者に委任している選考を除く。）の令和６年度の実施状況は、次のとおりである。

（１）　日程

試験区分					第１次試験			第２次試験	最終合格発表日
					筆記試験日	面接試験日	合格発表日		
早期枠	大学卒程度	技術	土木	試験	令和６年４月21日	令和６年５月８日～10日	令和６年５月21日	令和６年５月29日～31日	令和６年６月10日
			建築						
			電気						
			機械						
夏日程	大学卒程度	事務	Ａ	試験	令和６年６月16日	令和６年７月１日～５日	令和６年７月23日	令和６年８月８日～23日	令和６年８月30日
			Ｂ						
			学芸員						
			デジタル						
		福祉（行政）							
		心理							

<table>
<tr><th colspan="5" rowspan="2">試験区分</th><th colspan="3">第１次試験</th><th rowspan="2">第２次試験</th><th rowspan="2">最終合格
発表日</th></tr>
<tr><th>筆記試験日</th><th>面接試験日</th><th>合格発表日</th></tr>
<tr><td rowspan="15">夏
日
程</td><td rowspan="11">大学卒
程度</td><td rowspan="6">技術</td><td>土木</td><td rowspan="11">試験</td><td rowspan="15">令和６年
６月16日</td><td rowspan="15">令和６年
７月４日
～11日</td><td rowspan="15">令和６年
７月23日</td><td rowspan="3">令和６年
８月１日
～３日</td><td rowspan="3">令和６年
８月13日</td></tr>
<tr><td>建築</td></tr>
<tr><td>電気</td></tr>
<tr><td>機械</td></tr>
<tr><td>化学</td></tr>
<tr><td>農業</td></tr>
<tr><td>林業</td></tr>
<tr><td colspan="2">小中学校事務</td></tr>
<tr><td colspan="2">消防士</td></tr>
<tr><td rowspan="4">短大卒
程度</td><td colspan="2" rowspan="4">福祉（行政）</td><td rowspan="6">令和６年
８月２日
～13日</td><td rowspan="6">令和６年
８月30日</td></tr>
<tr><td rowspan="8">免許
資格職</td><td rowspan="8">選考</td></tr>
<tr><td colspan="2">獣医師</td></tr>
<tr><td colspan="2">薬剤師（行政）</td></tr>
<tr><td colspan="2">保健師</td></tr>
<tr><td colspan="2">栄養士</td></tr>
<tr><td colspan="2">精神</td></tr>
<tr><td colspan="2">保育教諭</td><td>令和６年
８月26日
～28日</td><td>令和６年
９月６日</td></tr>
<tr><td rowspan="14">秋
日
程</td><td>大学卒
程度</td><td colspan="2">事務（創造力枠）</td><td rowspan="14">試験</td><td rowspan="14">令和６年
９月29日</td><td>―</td><td rowspan="14">令和６年
10月29日</td><td>令和６年
11月24日</td><td>令和６年
12月４日</td></tr>
<tr><td rowspan="5">短大卒
程度</td><td colspan="2">事務</td><td rowspan="13">令和６年
10月15日
～18日</td><td rowspan="13">令和６年
11月５日
～８日</td><td rowspan="13">令和６年
11月15日</td></tr>
<tr><td rowspan="4">技術</td><td>土木</td></tr>
<tr><td>建築</td></tr>
<tr><td>電気</td></tr>
<tr><td>機械</td></tr>
<tr><td colspan="2">消防士</td></tr>
<tr><td rowspan="6">高校卒
程度</td><td colspan="2">事務</td></tr>
<tr><td rowspan="5">技術</td><td>土木</td></tr>
<tr><td>建築</td></tr>
<tr><td>電気</td></tr>
<tr><td>機械</td></tr>
<tr><td>水道技術</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th colspan="4" rowspan="2">試験区分</th><th colspan="3">第１次試験</th><th rowspan="2">第２次試験</th><th rowspan="2">最終合格
発表日</th></tr>
<tr><th>筆記試験日</th><th>面接試験日</th><th>合格発表日</th></tr>
<tr><td rowspan="15">秋
日
程</td><td>高校卒
程度</td><td colspan="2">消防士</td><td>試験</td><td rowspan="14">令和６年
９月29日</td><td>令和６年
10月15日
～17日</td><td rowspan="14">令和６年
10月29日</td><td>令和６年
11月６日
～７日</td><td>令和６年
11月15日</td></tr>
<tr><td>免許
資格職</td><td colspan="2">こども園
調理栄養士</td><td rowspan="13">選考</td><td rowspan="12">―</td><td rowspan="11">令和６年
11月９日
～24日</td><td rowspan="11">令和６年
12月４日</td></tr>
<tr><td rowspan="10">民間
企業等
職務
経験者</td><td colspan="2">事務（デジタル）</td></tr>
<tr><td rowspan="5">技術</td><td>土木</td></tr>
<tr><td>建築</td></tr>
<tr><td>電気</td></tr>
<tr><td>機械</td></tr>
<tr><td>農業</td></tr>
<tr><td colspan="2">獣医師</td></tr>
<tr><td colspan="2">保健師</td></tr>
<tr><td colspan="2">精神</td></tr>
<tr><td colspan="2">保育教諭</td></tr>
<tr><td>就職
氷河期
世代</td><td colspan="2">事務</td><td>令和６年
10月18日</td><td>令和６年
11月15日</td></tr>
<tr><td>障がい者</td><td colspan="2">事務</td><td>令和６年
９月22日</td><td>令和６年
９月22日</td><td>令和６年
10月８日</td><td>令和６年
11月５日</td><td>令和６年
11月15日</td></tr>
<tr><td rowspan="5">追
加
募
集</td><td rowspan="5">大学卒
程度</td><td rowspan="3">技術</td><td>土木</td><td rowspan="5">試験</td><td rowspan="5">令和６年
12月７日</td><td rowspan="5">令和６年
12月19日
～20日</td><td rowspan="5">令和７年
１月14日</td><td rowspan="5">令和７年
１月20日
～22日</td><td rowspan="5">令和７年
２月５日</td></tr>
<tr><td>電気</td></tr>
<tr><td>機械</td></tr>
<tr><td colspan="2">消防士</td></tr>
</table>

（２）実施状況

試験区分				申込者数（人）	第１次試験		第２次試験		競争倍率（倍）
					受験者数（人）	合格者数（人）	受験者数（人）	合格者数（人）	
早期枠	大学卒程度	技術	土木	１９	１６	１４	１１	８	２．０
			建築	３	２	２	２	２	１．０
			電気	５	４	０	—	—	—
			機械	１	１	０	—	—	—
夏日程	大学卒程度	事務	Ａ	３８５	３０８	１７５	１５７	１１１	２．８
			Ｂ	２３	１６	６	５	４	４．０
			学芸員	５	４	３	３	１	４．０
			デジタル	４	４	３	３	２	２．０
		福祉（行政）		１３	１１	１０	１０	６	１．８
		心理		９	７	５	５	３	２．３
		技術	土木	１０	７	７	７	４	１．８
			建築	４	１	１	１	０	—
			電気	１	０	—	—	—	—
			機械	０	—	—	—	—	—
			化学	１１	７	３	３	１	７．０
			農業	１１	６	４	４	２	３．０
			林業	１	１	１	１	１	１．０
		小中学校事務		１５	１１	９	９	５	２．２
		消防士		７５	６０	１３	１２	７	８．６
	短大卒程度	福祉（行政）		１	１	１	１	１	１．０
	免許資格職	獣医師		２	２	１	１	１	２．０
		薬剤師（行政）		４	４	３	３	１	４．０
		保健師		２０	１９	１４	１４	９	２．１
		栄養士		２６	２３	６	５	１	２３．０
		精神		４	３	２	２	２	１．５
		保育教諭		７１	６４	５６	４９	３７	１．７
秋日程	大学卒程度	事務（創造力枠）		３８	２６	８	７	４	６．５
	短大卒程度	事務		１４	１１	６	６	４	２．８
		技術	土木	０	—	—	—	—	—
			建築	２	２	１	１	１	２．０
			電気	０	—	—	—	—	—
			機械	０	—	—	—	—	—
		消防士		１９	１７	８	８	５	３．４

試験区分				申込者数（人）	第１次試験		第２次試験		競争倍率（倍）
					受験者数（人）	合格者数（人）	受験者数（人）	合格者数（人）	
秋日程	高校卒程度	事務		１３	１３	7	7	3	４．３
		技術	土木	１１	１１	9	9	6	１．８
			建築	0	—	—	—	—	—
			電気	1	1	1	1	1	１．０
			機械	0	—	—	—	—	—
			水道技術	0	—	—	—	—	—
		消防士		２７	２３	１２	１２	7	３．３
	免許資格職	こども園 調理栄養士		8	4	2	2	1	４．０
	民間企業等職務経験者	事務（デジタル）		7	5	5	5	3	１．７
		技術	土木	１５	１４	１０	１０	5	２．８
			建築	2	2	2	2	1	２．０
			電気	2	2	2	2	1	２．０
			機械	8	7	7	7	3	２．３
			農業	7	7	5	4	2	３．５
		獣医師		3	2	2	2	1	２．０
		保健師		１２	１２	１０	１０	3	４．０
		精神		2	2	2	2	1	２．０
		保育教諭		１２	１１	１１	１０	5	２．２
	就職氷河期世代	事務		４３	３３	4	4	2	１６．５
	障がい者	事務		１２	9	3	2	1	９．０
追加募集	大学卒程度	技術	土木	1	1	1	1	1	１．０
			電気	1	1	0	—	—	—
			機械	1	0	—	—	—	—
		消防士		８５	４８	３６	３２	２０	２．４
合　計				１，０６９	８４６	４９３	４５４	２９０	２．９

参考：令和２年度以降の事務（大学卒・短大卒・高校卒程度）の受験者数、合格者数及び競争倍率の推移

区　分		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
大学卒	受験者数	４６８	４７４	４９１	４４０	３５８
	合格者数	８２	１０５	１０１	９８	１２２
	競争倍率	５．７	４．５	４．９	４．５	２．９
短大卒	受験者数	１４	１４	２８	１３	１１
	合格者数	１	４	７	５	４
	競争倍率	１４．０	３．５	４．０	２．６	２．８
高校卒	受験者数	７	１３	１９	１４	１３
	合格者数	３	６	７	２	３
	競争倍率	２．３	２．２	２．７	７．０	４．３

※　受験者数は第１次試験の受験者数

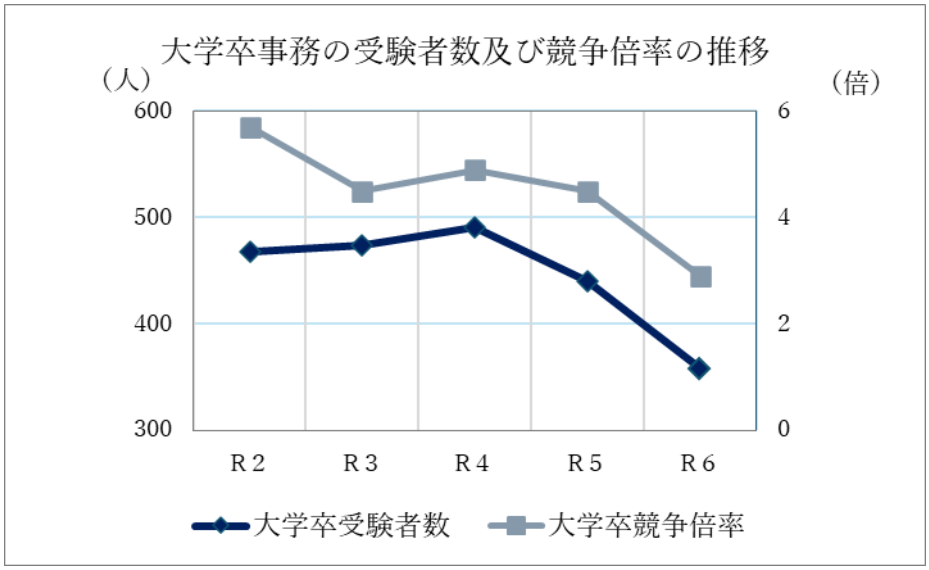

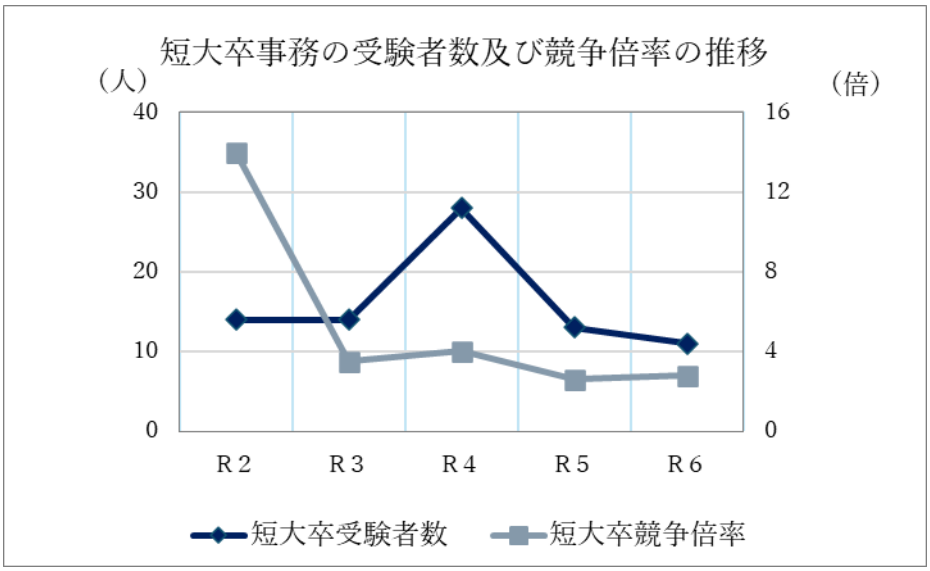
短大卒事務の受験者数及び競争倍率の推移
（人）
（倍）
40
30
20
10
0
16
12
8
4
0
R２
R３
R４
R５
R６
短大卒受験者数
短大卒競争倍率

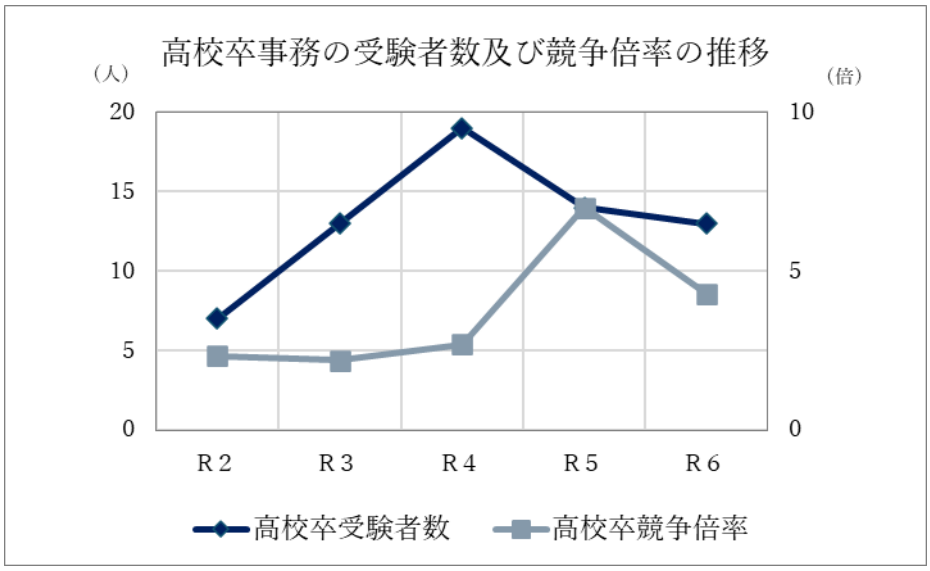
高校卒事務の受験者数及び競争倍率の推移
（人）
（倍）
20
15
10
5
0
10
5
0
R２
R３
R４
R５
R６
高校卒受験者数
高校卒競争倍率

２　個別採用選考

任用規則第10条に基づく選考によることができる職への採用選考（公募により行う採用選考及び委任規則により任命権者に委任している選考を除く。）について、令和６年度の実施状況は、次のとおりである。

職務の級		人数	根拠規定
行政職給料表	８級	1	任用規則第10条第５号
	４級	1	
合　　計		2	

３　昇任試験

任用規則第４条第２項に基づく昇任に係る試験の令和６年度の実施状況は、次のとおりである。

（１）日程

試験区分	第１次試験 実施日	第１次試験 合格発表日	第２次試験 実施日	最終合格 発表日
消防司令	令和６年９月10日	令和６年９月30日	令和６年10月28日 ～11月１日	令和７年１月17日
消防司令補	令和６年９月11日			
消防士長	令和６年９月12日			

（２）実施状況

試験区分		申込者数 （人）	第１次試験		第２次試験		競争倍率 （倍）
			受験者数 （人）	合格者数 （人）	受験者数 （人）	合格者数 （人）	
消防司令		１０３	１０３	２５	２５	１６	６．４
消防司令補	A	１９９	１９９	３５	３５	２５	８．０
	B	4	4	1	1	0	―
消防士長	A	３０	３０	３０	２９	２６	１．２
	B	0	―	―	―	―	―
合　計		３３６	３３６	９１	９０	６７	５．０

４　昇任選考

任用規則第10条の２に基づく昇任選考の令和６年度の実施状況は、次のとおりである。

なお、人事委員会においては、平成20年度から平成26年度まで、主任主事・主任技師等昇任選考、幹部職昇任候補者選考、主査特別昇任選考及び主任保育士昇任選考を公募により実施していた。平成27年度から、主査昇任選考、主査特別昇任選考、主任保育教諭昇任選考及び係長級昇任選考を公募により実施していた。令和４年度以降は、係長級昇任選考のみ実施している。

（１）日程

選考区分	第１次選考 実施日	第１次選考 合格発表日	第２次選考 実施日	最終合格 発表日
係長級	令和６年 ７月26日	令和６年 ９月10日	令和６年 10月２日	令和７年 １月17日

（２）実施状況

選考区分		申込者 （人）	受験者 （人）	第１次選考 合格者（人）	最終合格者 （人）	最終合格率 （%）
係長級	事務	１８７	１７８	７２	６６	３７．１
	技術	１１９	１１７	４４	３９	３３．３
	合計	３０６	２９５	１１６	１０５	３５．６

第２　給与、勤務時間その他の勤務条件

１　職員の給与等に関する報告及び勧告

人事委員会は、地方公務員法の規定により、給与、勤務時間その他の勤務条件等について絶えず研究を行い、その成果を議会や長に提出し、又はその講ずべき措置を勧告することができる。

本委員会は、この規定に基づき、令和６年９月24日に「職員の給与等に関する報告及び勧告」を市議会議長及び市長に対し行った。

その概要は、次のとおりである。

（１）報告

①　職種別民間給与実態調査

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上である市内312の民間事業所から116事業所を抽出し、４月分の給与について職種別に調査を行った。

②　公民比較

ア　月例給

本市職員と市内の民間従業員について、責任の度合、学歴、年齢の給与決定要素が同等と認められる者の４月分の給与を、ラスパイレス方式により比較した。

その結果は、次のとおりである。

民間給与	職員給与	較　　差
385,403 円	375,293 円	10,110 円（2.69%）

（職員平均年齢　40.9歳）

イ　特別給

本市職員の期末・勤勉手当と令和５年８月から令和６年７月までの１年間において、市内の民間事業所で支払われた特別給との比較は、次のとおりである。

民間支給月数	職員支給月数	支給月数の差
4.60 月	4.50 月	0.10 月

③　給与の改定について

ア　給料表

市内民間事業所の給与水準及び人事院勧告における俸給表の改定の趣旨を踏まえるとともに、令和７年４月からの給与制度のアップデートの基準となる給料表に改定する必要がある。

民間における初任給の動向や人材確保の観点から初任給を引き上げる。若年層が在職する号給に重点を置くとともに、30歳台後半までの職員が在職する号給にも重点を置いた引上げ改定を行う。その他の職員が在職する号給については、改定率を逓減させつつ引上げ改定を行う。

イ　諸手当

（ア）初任給調整手当：医師及び歯科医師の初任給調整手当の所要の改定

（イ）期末手当・勤勉手当：支給月数を0.10月分引き上げ、期末手当・勤勉手当に均等に配分

（年間支給月数4.50月→4.60月）

④　改定の実施時期

令和６年４月に遡及して実施する。ただし、期末手当・勤勉手当については、条例の公布の日からとする。

⑤　その他課題

ア　給与制度の改善に向けた取組

令和４年４月に実施された給料表の見直しにより、もともと同一級であった係長級と主査の級が分離され、職務給の原則に適した給与体系となった。令和13年度まで経過措置を講じていることから、各年齢層における公民較差の動向を引き続き注視していく必要がある。

⑥　静岡市における給与制度のアップデート

ア　給与制度のアップデートの背景

人事院は、現下の人事管理上の重点課題に対応し、時代の要請に即した給与制度に転換するため、包括的に給与制度を整備する給与制度のアップデートを勧告した。

地方公務員の給与制度は、公務としての近似性・類似性を重視して均衡の原則が適用されるべきであり、国家公務員の給与制度を基本とすることが合理的であることから、本市においても給与制度のアップデートを実施する必要があると判断した。

イ　給与制度のアップデートの取組内容

（ア）給料表

本年の公民給与の較差に基づき、初任給・若年層の水準を引き上げ、令和６年４月に遡及して実施するとともに、国の見直しの内容を基本に、見直しを行う必要がある。

（イ）地域手当

地域手当を８％とすることとし、国の動向を踏まえ段階的に引き上げる必要がある。令和７年度の支給割合は７％とする必要がある。引上げに当たっては、本市の公民給与の較差を考慮して、職員給与における給料月額と地域手当の配分を見直して実施していく必要がある。

（ウ）扶養手当

配偶者に係る手当を廃止し、子に係る扶養手当を充実させることが適当である。令和７年度から８年度にかけて、段階的に配偶者に係る手当を縮小するとともに、子に係る手当額の引上げを行う必要がある。

（エ）通勤手当等

㋐　通勤手当の支給限度額等

㋑　新幹線等に係る通勤手当及び単身赴任手当の支給要件

国の見直しの内容を基本に、本市の実情を踏まえ、見直しを行う必要がある。

（オ）管理職員特別勤務手当

国の見直しの内容を基本に、見直しを行う必要がある。

（カ）特別給（ボーナス）

㋐　勤勉手当の成績率等

㋑　特定任期付職員のボーナス制度

国の見直しの内容を基本に、見直しを行う必要がある。

（キ）定年前再任用短時間勤務職員等の給与

国の見直しの内容を基本に、本市の実情を踏まえ、見直しを行う必要がある。

⑦　人事・給与制度及びその他の勤務条件

ア　人材の確保と育成

（ア）人材の確保

採用試験の実施方法について引き続き検討するとともに、民間企業等職務経験者の受け入れができるよう、まだ対応していない事務職を中心に、採用枠の設置を検討されたい。高校生を中心とする低年次層に公務員という選択肢を意識してもらうための更なる活動の検討や、併せて民間企業等での職務経験者にも採用広報を拡充していくことが求められる。

教育職については、国において、質の高い教師の確保に向け、働き方改革や処遇改善とともに、給与体系の改善に取り組んでいくことから、本市においても、今後の法改正等に合わせて取り組まれたい。

（イ）人材の育成

複雑化・多様化する市民ニーズに応え、行政サービスの向上を図っていくためには、職員一人一人が必要とされる知識と技能を獲得し、それを向上できる環境を整えることが必要である。職員がキャリアを通じて「仕事のやりがい」・「組織への貢献」・「自己成長」を実感できる魅力的な環境の整備について、これまで以上に進められたい。

（ウ）女性職員の登用

女性が働きやすい職場環境は、男性にとっても生き生きと働くことができる環境であり、ひいては持続可能な行政サービスの提供に資するものであることから、働きやすい職場づくりと合わせて総合的な取組を進め、女性職員の活躍を一層推進されたい。

（エ）障がい者の活躍推進

障がい者の活躍推進は、障がいのあるなしにかかわらず、多様な人材が活躍でき、全ての職員が安心して長く働き続けられる職場環境の実現に寄与することを踏まえ、組織が一丸となり、取組を着実に進められたい。

イ　勤務環境の整備

（ア）長時間労働の是正

長時間労働の是正を進めていくためには、事務事業の効率化は不可欠である。職員一人一人の意識改革はもとより所属長による適切なマネジメントのもと、具体的な変革につなげられるよう邁進されたい。

教育職員の長時間勤務を減らしていくためには、学校における働き方改革の一層の推進や、教職員定数の確保・運営体制の充実を合わせて進めていくことが必要である。学校と教育委員会が両輪となり、家庭や地域の理解と協力を得ながら、市長部局も含めた市全体で取り組むことが重要である。

（イ）柔軟な働き方と仕事と生活の調和

育児や介護などの事情を抱える職員を始めとした多様な人材を活かすとともに、有為な人材を確保する観点からも、より柔軟な働き方を実現するための制度の整備は重要であることから、引き続き調査研究を進め、制度の拡充に努められたい。

誰もが仕事と生活の調和がとれた働き方ができる職場となるよう、長時間労働の是正、年次有給休暇の取得促進と合わせて、総合的に推進されたい。

（ウ）メンタルヘルス対策の推進

長時間労働の是正や年次有給休暇の取得促進等に加え、研修の実施や相談体制の確保、次項で取り上げたハラスメント対策など、メンタルヘルス不調の予防・早期発見から再発防止までの組織的な取組を更に進められたい。

（エ）ハラスメント対策の推進

任命権者においては、引き続き、職員が相談しやすい環境の整備に努めるなど、ハラスメント防止対策が実効性のある対策となるよう取組を進められたい。また、相談があった場合には、相談者の信頼を裏切らないよう、迅速かつ適切な対応に努められたい。

ウ　定年の引上げ

高齢期職員がその知識、経験を活かして活躍できるようにすることで、若手を含めた全ての職員がその能力を存分に発揮できる環境を整えるという定年引上げの趣旨を踏まえ、引き続き定年引上げの適切かつ円滑な運用に努められたい。

エ　市民からの信頼確保

市職員として、法令を遵守し、職務倫理を保持することや、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を遂行することは、公務員として強く求められるところである。任命権者は、法令の遵守・ 公務員倫理の徹底、事務執行におけるマネジメント機能の確保等の取組を徹底し、市民からの信頼の確保に邁進されたい。

オ　会計年度任用職員制度の運用

会計年度任用職員の給料・報酬については、最低賃金を下回らないことはも

とより、常勤職員や会計年度任用職員相互の権衡を踏まえ、適正な給与体系が維持できるよう留意されたい。

地方自治法の一部改正等の趣旨に留意し、改定の実施時期を含め、常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じた改定を実施されたい。

（２）勧告

①　本年の給与改定

ア　給料表

給料表については、本市職員と民間従業員との給与の均衡を図るため、報告で述べたことがらを考慮して改定すること。

イ　諸手当

（ア）初任給調整手当

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当については、人事院勧告等を考慮して所要の改定をすること。

（イ）期末手当・勤勉手当

民間における支給状況及び報告で述べたことがらを考慮して改定すること。

ウ　改定の実施時期

この改定は、令和６年４月１日から実施すること。ただし、期末手当・勤勉手当については､この勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。

②　給与制度のアップデートの実施

本市における給与制度のアップデートについては、報告で述べたことがらを考慮して、令和７年４月１日から実施すること。

２　条例の制定、改廃に対する意見

地方公務員法第５条第２項の規定により、職員に関する条例を制定し、又は改廃しようとするときは、議会において、人事委員会の意見を聞かなければならないとされている。

本委員会が議会からの意見聴取に対し意見の申出を行った条例及び意見の内容は、次のとおりである。

意見申出年月日	議案（条例）名	意　見
令和６年６月７日	静岡市職員退隠料等支給条例等の一部を改正する条例等の一部改正について	この条例案は、恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令の一部改正に伴い、退隠料及び遺族扶助料の額について、所要の改正をするものであり、異議はありません。

令和６年 12月10日	静岡市職員の給与に関する条例及び静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について	この条例案は、本委員会が行った令和６年職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨に沿った内容となっており、異議はありません。
	静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	
	静岡市教育職員の給与に関する条例の一部改正について	
	静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の一部改正について	
令和７年 ２月４日	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	この条例案は、刑法等の一部改正に伴い、関係条例について「懲役」又は「禁錮」の刑を「拘禁刑」に改めるため、条例を制定しようとするものであり、異議はありません。
	静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	この条例案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正等に伴い、超過勤務免除の対象者の拡大等、所要の改正をしようとするものであり、異議はありません。
	静岡市職員の給与に関する条例等の一部改正について	この条例案は、本委員会が行った令和６年職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨に沿った内容となっており、異議はありません。
	静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	

	静岡市職員退職手当支給条例の一部改正について	この条例案は、雇用保険法の一部改正等に伴い、就業手当に相当する失業者の退職手当の廃止等、所要の改正をしようとするものであり、異議はありません。
	静岡市教育職員の給与に関する条例の一部改正について	この条例案は、本委員会が行った令和６年職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨に沿った内容となっており、異議はありません。
	静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の一部改正について	
	静岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	この条例案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、条項を引用する規定を整理するため、所要の改正をしようとするものであり、異議はありません。
	静岡市教育職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	この条例案は、学校教育法等の一部を改正する法律及び国立大学法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、条項等を引用する規定を整理するため、所要の改正をしようとするものであり、異議はありません。

３　規則等の制定、改廃の協議

「静岡市職員の給与に関する条例」等に基づく規則を制定し、又は改廃しようとするときは､市長等はあらかじめ人事委員会と協議しなければならないとされている。

また､「静岡市職員の給与に関する条例」等の規定により市長等が定めることとされている事項のうち人事委員会が指定するものについて定め、又はこれを変更し、若しくは廃止しようとするときも、同様としている。

本委員会に市長等から協議依頼があった規則案等は次のとおりであり、いずれも同意する旨の回答をした。

通　知 年月日	協 議 の 内 容
令和６年 ９月13日	静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づくもの （１）静岡市立清水病院に勤務する会計年度任用職員の給与の特例（医師・歯科医師及び臨床研修医を除く）
令和６年 ９月24日	静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づくもの （１）静岡市立清水病院に勤務する会計年度任用職員の給与の特例（医師・歯科医師及び臨床研修医を除く） （２）静岡市立の高等学校に勤務するスクール・サポート・スタッフの給与の特例 （３）静岡市立の小学校及び中学校に勤務するスクール・サポート・スタッフの給与の特例 （４）静岡市の選挙及び国民投票に係る市民の投票事務及び開票事務への従事に関する会計年度任用職員の給与の特例
令和６年 12月10日	静岡市職員の給与に関する条例の規定に基づくもの （１）静岡市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 （２）静岡市職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則
	静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づくもの （１）静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則
令和６年 12月18日	静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づくもの （１）静岡市立清水病院に勤務する会計年度任用職員の給与の特例（医師・歯科医師及び臨床研修医を除く） （２）静岡市立清水病院に勤務する臨床研修医の給与の特例
令和７年 ２月４日	静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づくもの （１）会計年度任用職員のうち、正規職員を退職し、正規職員と同等の知識及び技能を持つと市長が認める者の給与の特例 （２）競輪開催時警備員隊長の給与の特例 （３）移住・定住コンシェルジュの給与の特例 （４）産業振興支援員の給与の特例 （５）学校寮舎監の給与の特例

令和７年 ３月11日	静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づくもの （１）静岡市の選挙及び国民投票に係る市民の投票事務及び開票事務への従事に関する会計年度任用職員の給与の特例
令和７年 ３月19日	静岡市職員の給与に関する条例の規定に基づくもの （１）静岡市職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則 （２）静岡市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 （３）静岡市職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 （４）静岡市職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則 （５）静岡市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 （６）静岡市職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則 （７）静岡市職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則
	静岡市教育職員の給与に関する条例の規定に基づくもの （１）静岡市教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則 （２）静岡市立学校の教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則 （３）告示で定める臨時的に任用された職員の給与に関する事項
	静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の規定に基づくもの （１）静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則 （２）静岡市立小学校及び中学校の教育職員等のへき地手当に関する規則の一部を改正する規則 （３）告示で定める臨時的に任用された職員の給与に関する事項
	静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の規定に基づくもの （１）静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 （２）静岡市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
	静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づくもの （１）静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行

	規則の一部を改正する規則 （２）会計年度任用職員のうち、正規職員を退職し、正規職員と同等の知識及び技能を持つと市長が認める者の給与の特例 （３）国際交流員の給与の特例 （４）井川診療所に勤務する歯科衛生士の給与の特例 （５）移住・定住コンシェルジュの給与の特例 （６）競輪開催時警備員隊長の給与の特例 （７）産業振興支援員の給与の特例 （８）静岡市立清水病院に勤務する会計年度任用職員の給与の特例（医師・歯科医師及び臨床研修医を除く） （９）外国語指導助手等の給与の特例 (10) 学校寮舎監の給与の特例 (11) 静岡市立学校に勤務する非常勤講師並びに静岡市立の小学校及び中学校に勤務する非常勤養護教諭及び非常勤栄養教諭の給与の特例

４　任命権者からの申請に基づく承認

給与その他の勤務条件等に関する人事委員会規則において、任命権者が人事委員会の承認を得なければならない事項が定められている。

本委員会に任命権者から申請のあった事項は、次のとおりである。

（１）給与関係

承認年月日	任命権者	内　　容
令和６年 ７月22日	静岡市長	静岡市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則第16条の規定に基づく人事交流等により異動した場合の号給の決定の承認について
令和６年 ９月13日	静岡市長	静岡市立清水病院に勤務する会計年度任用職員の給与の特例を定めた告示第７項の規定に基づく別段の取扱いの承認について
令和６年 ９月24日	静岡市長	静岡市会計年度任用職員の職務の級及び号給に関する規則第10条の規定に基づく職員の号給決定の承認について
	静岡市 消防長	静岡市会計年度任用職員の職務の級及び号給に関する規則第10条の規定に基づく職員の号給決定の承認について
	静岡市 教育委員会	静岡市会計年度任用職員の職務の級及び号給に関する規則第10条の規定に基づく職員の号給決定の承認について
	静岡市 選挙管理 委員会	静岡市会計年度任用職員の職務の級及び号給に関する規則第10条の規定に基づく職員の号給決定の承認について

	静岡市 人事委員会	静岡市会計年度任用職員の職務の級及び号給に関する規則第10条の規定に基づく職員の号給決定の承認について
	静岡市 代表監査委員	静岡市会計年度任用職員の職務の級及び号給に関する規則第10条の規定に基づく職員の号給決定の承認について
	静岡市 農業委員会	静岡市会計年度任用職員の職務の級及び号給に関する規則第10条の規定に基づく職員の号給決定の承認について
	静岡市議会	静岡市会計年度任用職員の職務の級及び号給に関する規則第10条の規定に基づく職員の号給決定の承認について
令和７年 ３月11日	静岡市 消防長	静岡市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則第16条等の規定に基づく人事交流等により異動した場合の号給の決定の承認について
令和７年 ３月28日	静岡市 教育委員会	静岡市教育職員の初任給、昇格及び昇給に関する規則第10条の規定に基づく初任給の特例の承認について
		静岡市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則第16条等の規定に基づく人事交流等により異動した場合の号給の決定の承認について
		静岡市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則第16条及び静岡市教育職員の初任給、昇格及び昇給に関する規則第10条の規定に基づく初任給の特例の承認について

５　給与の支払監理

地方公務員法第８条第１項第８号の規定に基づき、職員の給与が地方公務員法及びこれに基づく条例に適合して行われることを確保するため、職員の給与について支払監理を行った。

（１）依頼先

２課

（２）調査時期

令和６年11月１日から令和７年３月７日まで

第３　公平審査及び苦情処理

１　勤務条件に関する措置要求

地方公務員法の規定により、職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会に対して、当局により適当な措置が執られるよう要求することができる。

この要求があったときは、本委員会は、中立な立場で審査を行い、事案を判定し、その結果に基づいて、権限を有する機関に対し必要な勧告をする。

令和６年度における勤務条件に関する措置の要求の事案はなかった。

２　不利益処分に関する審査請求

地方公務員法の規定により、職員は、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けたときは、人事委員会に対して、審査請求をすることができる。

この審査請求を受理したときは、本委員会は、中立な立場で審査を行い、その結果に基づいて、その処分を承認し、修正し、又は取り消し、必要がある場合は任命権者にその処分によって受けた不当な取扱いを是正するための指示を行う。

令和６年度における不利益処分に関する審査請求の事案はなかった。

３　苦情処理

地方公務員法の規定により、人事委員会は、勤務条件に関する措置要求及び審査請求に至らないような勤務条件その他の人事管理に関する職員からの苦情を処理する。

令和６年度においては10件の相談があり、その内容と件数の状況は、次のとおりである。

内　容	給 与	勤務時間	執務環境	任 用	いじめ	その他	計
相談件数（件）	2	2	3	1	1	1	10

第４　職員団体

１　職員団体の登録

職員団体とは、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体又はその連合体である。

職員団体の登録制度は、職員団体が一定の要件を備えて民主的に組織されていることを公平・中立な第三者機関である人事委員会が確認し、公証する制度である。

本委員会に登録されている職員団体の令和６年度における登録事項の変更状況は、次のとおりである。

職員団体の名称	登録年月日	登録変更 年　月　日	変更内容
静岡市職員組合	平成15年６月27日	令和６年７月18日	役員名簿の変更
ユニオン仲間	平成19年９月13日	令和６年７月22日	役員名簿の変更
静清教職員組合	平成28年４月５日	令和６年４月５日	役員名簿の変更
静岡市教職員組合	平成29年５月25日	令和６年４月５日	役員名簿の変更
静岡市対部活動問題ユニオン	令和６年10月７日	－	新規登録

２　管理職員等の範囲

職員のうち管理職員等とそれ以外の職員は、同一の職員団体を組織することができず、両者が混在する団体は地方公務員法上の職員団体ではないとされており、管理職員等の範囲は人事委員会規則で定めることとされている。

（令和７年３月31日現在）

機関			職
各任命権者共通			局長　局次長　部長　担当局次長　担当部長　理事　参与　課長　担当課長　参事
議会事務局			事務局長　事務局次長
市長部局			危機管理監　統括監　局理事
	総務局	市長公室	市長公室長
		秘書課	課長補佐　市長又は副市長の秘書を担当する主幹、副主幹及び主査　係長
		東京事務所	東京事務所長
		総務課	課長補佐　組織及び職務権限に関する事務を担当する主幹、副主幹及び主査（企画に関する事務を担当する者に限る。）　行財政改革に関する事務を担当する主幹、副主幹及び主査（企画に関する事務を担当する者に限る。）　組織管理係長　行財政改革推進係長
		政策法務課	課長補佐　例規審査を担当する主幹、副主幹、主査及び主事　係長
		人事課	課長補佐　企画に関する事務を担当する主幹、副主幹、主査及び主事　係長
		職員厚生課	課長補佐　係長
	総合政策局	企画課	課長補佐　政策企画・調整係長
	財政局	財政部	財政課	課長補佐　予算を担当する主幹、副主幹及び主査　係長
			管財課	課長補佐　庁内取締りに関する事務を担当する主幹、副主幹及び

			主査　庁舎管理係長
		公営競技事務所	公営競技事務所長　公営競技事務所次長
	税務部	市民税課	課長補佐
		駿河税務センター	所長
		清水市税事務所	清水市税事務所長
市民局		戸籍管理課	課長補佐
		斎場	場長
		井川支所	井川支所長
観光交流文化局		文化財課	課長補佐
		三保松原文化創造センター	所長
		登呂博物館	館長
		文化振興課	課長補佐
		芹沢銈介美術館	館長
		日本平動物園	日本平動物園長
環境局			環境政策監
		環境保健研究所	環境保健研究所長
		収集業務課	課長補佐
		収集センター	所長
		廃棄物処理課	課長補佐
		清掃工場	場長
		衛生センター	所長
保健福祉長寿局			健康長寿推進監
	地域包括ケア・誰もが活躍推進本部		地域包括ケア･誰もが活躍推進本部長　地域包括ケア･誰もが活躍推進本部次長
	健康福祉部	健康づくり推進課	課長補佐
		口腔保健支援センター	所長
		障害者歯科保健センター	所長
		保険年金管理課	課長補佐
		井川診療所	診療所長
		地域リハビリテーション推進センター	地域リハビリテーション推進センター所長
	保健衛生医療部	こころの健康センター	こころの健康センター所長　事務長

			動物愛護センター	動物愛護センター所長
			看護専門学校	校長　副校長　事務長　教務長　技監
			保健所	保健所長
			保健所清水支所	保健所清水支所長
		清水病院		病院長　病院参与　副病院長　診療部長　事務局長　薬剤部長　看護部長　医療技術部長　病院技監　看護部各科の科長　薬剤科長　医療技術部各科の科長　技監　副技監　看護師長
			教育研修・病院事業管理室	教育研修・病院事業管理室長
			医療安全管理室	医療安全管理室長　副室長
			感染防止対策室	感染防止対策室長
			治験・臨床研究管理室	治験・臨床研究管理室長　副室長
			病院経営企画課	課長補佐　経営企画係長　経理係長　職員係長
	子ども未来局			子育て教育政策監
			こども園課	課長補佐
			こども園	園長
			待機児童園	園長
			児童相談所	児童相談所長
	経済局	産業基盤強化本部		産業基盤強化本部長　産業基盤強化本部次長
		商工部	中央卸売市場	市場長
		農林水産部	葵・駿河農林施設管理事務所	葵・駿河農林施設管理事務所長
	都市局	都市計画部	都市計画事務所	都市計画事務所長
	建設局	土木部	土木事務所	土木事務所長
	区役所			区長　副区長
			健康支援課	課長補佐
			東部保健福祉センター	所長
			北部保健福祉センター	所長
			藁科保健福祉センター	所長
			大里保健福祉センター	所長
			長田保健福祉センター	所長
			蒲原保健福祉センター	所長

		井川支所	支所長
		長田支所	支所長
		蒲原支所	支所長
		福祉事務所	福祉事務所長
		蒲原出張所	蒲原出張所長
	会計部局		会計管理者
	会計室		会計室長　会計室次長　次長補佐　資金管理に関する事務を担当する主幹、副主幹及び主査　総務・出納係長
教育委員会事務局			教育統括監
	教育局		教育調整監
		教育総務課	課長補佐　組織及び職務権限に関する事務並びに職員の任免、服務、給与及び福利厚生に関する事務を担当する主幹、副主幹、主査及び主事（企画に関する事務を担当するものに限る。）　係長
		教職員課	課長補佐　任免、服務、給与及び福利厚生に関する事務、教職員の人事評価に関する事務、教職員の職員団体に関する事務並びに教職員の定数に関する事務を担当する主幹、副主幹、主査及び主事（企画に関する事務を担当するものに限る。）　係長　管理主事
教育委員会の機関		教育センター	所長
		自然の家	所長
		特別支援教育センター	所長
		学校給食センター	所長　由比学校給食センターの次長
		図書館	館長
	学校	小学校	校長　教頭　共同学校事務室長
		中学校	校長　教頭　共同学校事務室長
		高等学校	校長　副校長　教頭　事務長
選挙管理委員会事務局			事務局長　事務局次長　事務局参与　事務局理事

区選挙管理委員会事務局	事務局長　事務局次長
人事委員会事務局	事務局長　事務局次長　次長補佐　企画に関する事務を担当する主幹、副主幹、主査及び主事係長
監査委員事務局	事務局長　事務局次長　次長補佐　企画に関する事務を担当する主幹、副主幹、主査及び主事係長
農業委員会事務局	事務局長　事務局次長

第５　労働基準監督機関

地方公務員法により、労働基準法等の規定中職員に関して適用されるものを適用する場合における職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権は、地方公共団体の行う労働基準法別表第１に掲げる同表第11号（郵便又は電気通信の事業）、第12号（教育、研究又は調査の事業）及び別表第１に掲げる事業に該当しない官公署の事業に従事する職員（企業職員及び技能労務職員を除く。）については、人事委員会又はその委任を受けた人事委員会の委員が行うこととされている。

１　労働基準法別表第１に規定する適用事業の号別区分

本市の事業所が労働基準法別表第１各号のいずれに該当するかの号別区分は、本委員会と静岡労働局が協議して決定した。

この号別区分の状況は、次のとおりである。

（令和７年３月31日現在）

人事委員会が労働基準監督機関の職権を行使する事業所（263事業所）

号別	事業内容	部　局　別	事　　業　　所　　名
12	教育・研究・調査の事業(201)	市長(66)	生涯学習交流館(5)、看護専門学校(2)、環境保健研究所、日本平動物園、登呂博物館、芹沢銈介美術館、こども園(54)、教育支援センター
		教育委員会(135)	小学校(75)、中学校(37)、小中学校(6)、高等学校(2)、教育センター、特別支援教育センター、自然の家、図書館（分館含む。）(12)
別表第１の各号に属さない事業(62)		市長(18)	静岡庁舎・葵区役所、清水庁舎・清水区役所、駿河区役所、支所(3)、東京事務所、福祉事務所（出張所含む。）(4)、三保松原文化創造センター、児童相談所、産業振興課、中央卸売市場、中山間地振興課、葵北道路整備課、大谷・小鹿まちづくり推進課
		消防(35)	消防局、消防署本署(9)、庵原分署、出張所(23)、警防課
		教育委員会	教育委員会事務局
		選挙管理委員会(4)	選挙管理委員会事務局、区選挙管理委員会事務局(3)
		人事委員会	人事委員会事務局
		監査委員	監査委員事務局
		農業委員会	農業委員会事務局
		議会	議会事務局

労働基準監督署が労働基準監督機関の職権を行使する事業所（124事業所）

号別	事業内容	部　局　別	事　　業　　所　　名
1	製造・加工業(83)	市長(44)	こども園の給食調理室(41)、待機児童園の給食調理室(3)
		水道(5)	配水場(2)、浄水場(2)、水質試験センター（水質管理課）
		下水道(3)	浄化センター(3)
		教育委員会(31)	学校給食センター(10)、学校の給食調理室(21)
3	土木・建築業	下水道	下水道維持課分室
8	商業(5)	市長(5)	斎場(3)、霊園管理事務所(2)
13	保健・衛生業(23)	市長(23)	市立病院、井川診療所、保健福祉センター(10)、保健所（支所含む。）(2)、こころの健康センター、待機児童園(3)、動物愛護センター(2)、口腔保健支援センター、障害者歯科保健センター、地域リハビリテーション推進センター
14	娯楽・接客業(2)	市長	公営競技事務所
		教育委員会	学生寮
15	焼却・清掃業(7)	市長(7)	清掃工場(2)、最終処分場、収集センター(2)、衛生センター(2)
17	その他の事業所	上下水道局(3)	上下水道局、水道事務所、下水道事務所

（注）この表に掲げられていない事業所は、静岡市の組織上その直近上位にあたる事業所に含まれるものとする。

２　労働基準監督機関としての職権の行使

労働基準監督機関として令和６年度において職権を行使した事項は、次のとおりである。

（１）労働基準法関係

解雇予告除外認定

労働基準法によれば、使用者は労働者を解雇しようとするときは、少なくとも30日前に予告をしなければならないとされているが､｢労働者の責に帰すべき事由に基づいて解雇する場合で､使用者が行政官庁の認定を受けたもの｣については、これらの規定が適用除外となる。

令和６年度においては、２件の解雇予告除外認定を行った。

（２）労働安全衛生法関係

各種報告書の受理

労働安全衛生法等の規定に基づく各種報告書の受理の状況については、次のとおりである。

項　　目	令和６年度の受理件数
総括安全衛生管理者の選任報告	0
安全管理者の選任報告	0
衛生管理者の選任報告	15
産業医の選任報告	0
定期健康診断等の結果報告	11
死傷病報告	1
特定機械等の性能検査結果報告	1
機械等設置・移転届（報告）	2

（３）事業場調査関係

労働基準法第101条、労働安全衛生法第91条に基づく事業場調査の実施状況については、次のとおりである。

①　実施時期

令和６年12月から令和７年２月まで

ア　書面調査時期　　令和６年12月から令和７年１月まで

イ　実地調査時期　　令和７年１月から令和７年２月までの間で調整

ウ　調査対象期間　　令和６年４月から11月まで

②　調査対象及び内容等

ア　事業場を対象とする定期調査

（ア）調査対象　４事業場

（イ）調査方法　書面調査、実地調査

イ　労働安全衛生に関する調査

（ア）調査対象　職員厚生課等、建築総務課、管財課等

（イ）調査方法　書面調査

ウ　諸課題に対する個別調査

（ア）調査対象　24事業場

（イ）調査方法　書面調査

第６　人事委員会規則等の制定、改廃

人事委員会は、法律又は条例に基づきその権限に属する事項に関し、人事委員会規則を制定することができるとされている。

令和６年度において、本委員会が制定し、又は改正した規則は、次のとおりである。

１　人事委員会規則

番　号	公布年月日 施行年月日	名　　称	制定改廃
令和６年 第７号	令和６年４月26日 令和６年４月26日	静岡市会計年度任用職員の職務の級及び号給に関する規則	一部改正
令和６年 第８号	令和６年８月29日 令和６年９月１日	静岡市職員の公益的法人等への派遣等に関する規則	一部改正
令和７年 第１号	令和７年３月19日 令和７年４月１日	管理職員等の範囲を定める規則	一部改正
令和７年 第２号	令和７年３月19日 令和７年４月１日	静岡市職員の退職管理に関する規則	一部改正
令和７年 第３号	令和７年３月19日 令和７年４月１日	静岡市会計年度任用職員の職務の級及び号給に関する規則	一部改正
令和７年 第４号	令和７年３月19日 令和７年４月１日	静岡市職員の給料表の適用範囲に関する規則	一部改正
令和７年 第５号	令和７年３月19日 令和７年４月１日	静岡市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則	一部改正
令和７年 第６号	令和７年３月19日 令和７年４月１日	静岡市教育職員の初任給、昇格及び昇給に関する規則	一部改正
令和７年 第７号	令和７年３月19日 令和７年４月１日	静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則	一部改正
令和７年 第８号	令和７年３月19日 令和７年４月１日	静岡市職員の公益的法人等への派遣等に関する規則	一部改正
令和７年 第９号	令和７年３月28日 令和７年４月１日	静岡市職員の任用に関する規則	一部改正

第７　公平委員会事務の受託

地方公務員法第７条第４項の規定により、公平委員会を置く地方公共団体は、議会の議決を経て定める規約により、他の地方公共団体の人事委員会に委託して公平委員会の事務を処理することができるとされている。

これに基づき本委員会は、次のとおり公平委員会事務を受託している。

１　受託団体

（令和７年３月31日現在）

団　体　名	所　在　地	受託年月日
静岡県後期高齢者医療広域連合	静岡市葵区黒金町59番地の７ ニッセイ静岡駅前ビル３階	平成19年２月２日

２　受託事務内容

地方公務員法第８条第２項に規定する次に掲げる事務

（１）職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。

（２）職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決をすること。

（３）職員の苦情を処理すること。

（４）法律に基づきその権限に属せしめられた事務

人 事 委 員 会 事 務 局 職 員 名 簿

（令和６年度）

事務局長	萩原	さほり
事務局次長	寺田	政之
次長補佐	福島	かおり

審査給与係

係長（兼）	福島	かおり
副主幹	近藤	祐介
副主幹	本間	優
主査	山本	達也
会計年度任用職員	小林	直子
会計年度任用職員	望月	恵子

任用係

係長	鈴木	路人
主査	山本	悠美子
主査	亀川	真吾
主査	井上	史華
主査	柴山	賢人
会計年度任用職員	廣瀬	陽子

人 事 委 員 会 年 報（令和６年度）

◎発 行 年 月　　令和７年６月
◎編集・発行　　静岡市人事委員会事務局
〒４２０－０８５３
静岡市葵区追手町６番２号
葵消防署５階
TEL　０５４－２６６－７２１３